

登 録 規 定

社団法人 日本ホッケー協会

<登録の義務>

- 1、社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）に所属するチーム及び構成員（部長、監督、コーチ、選手、フィジオ等）は、次の種別にそれぞれ登録しなければならない。未登録チーム及び構成員は、JHA主催の公式試合及びそれに準じる大会（国民体育大会ブロック大会等）に出場することはできない。

<登録の種別>

- 2、登録の種別は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----------------|-------------------|
| (1) 一般男子 | (6) 高校女子 | (11) マスターズ男子 |
| (2) 一般女子 | (7) 中学男子 | (12) マスターズ女子 |
| (3) 大学男子 | (8) 中学女子 | (13) 個人登録 |
| (4) 大学女子 | (9) スポーツ少年団男子 | (14) 個人登録（中学・高校生） |
| (5) 高校男子 | (10) スポーツ少年団女子 | |

<登録の手続>

- 3、本年度の登録（以下「年度登録」という）は所属都道府県ホッケー協会を経てJHAへ、5月21日までに完了しなければならない。年度登録は、別に定める登録申込書の電子登録と登録料の納入によって完了する。

<追加登録・登録変更>

- 4、①期日以降新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ、証明書を添えて、JHAへ登録することができる。
②登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、所定の書式に従い遅延なくJHAに届け出ること。
③競技者の移籍については、別に定めるところによる。

<外国人競技者>

- 5、外国人競技者の登録手続きについては、別に定めるところによる。

<登録の制限>

- 6、年度登録に関しては、チーム所属競技者の人数、および居住の制限はない。

<年度登録料>

7、年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料（スティックカード料）からなる。

チーム構成員は全て、スティックカードの登録が必要である。

尚、役員・選手個人登録料（スティックカード料）の登録料を何れかの種別で納入した場合、他の種別での登録の際には納入する必要はない。その場合は、納入不要のチームより重複者リストの提出が必要である。提出がない場合は納入しなければならない。

*役員・選手個人登録料の料金には()内のスティックカード料を含む。

種別	チーム登録料	役員・選手個人登録料（内スティックカード料）
一般男子・一般女子	45,000 円	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円) 選手 1,400 円(400 円)
大学男子・大学女子	35,000 円	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円) 選手 1,300 円(300 円)
マスターズ男子・マスターズ女子	なし	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円) 選手 1,400 円(400 円)

種別	チーム登録料		役員・個人登録料（内スティックカード料）	スティックカード料
高校男子・高校女子	30,000 円	(1人当たり)	役員 1,400 円(400 円)	選手 200 円
中学男子・中学女子	6,000 円	(1人当たり)	役員 1,400 円(400 円)	選手 なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000 円	(1人当たり)	役員 1,400 円(400 円)	選手 なし

*高校からスポーツ少年団の選手については、スティックカード料のみの登録料となる。

種別	役員・選手個人登録料（内スティックカード料）
個人登録	(1人当たり) 役員 1,400 円(400 円) 選手 3,000 円(400 円)
個人登録（中学・高校生）	(1人当たり) 選手 1,000 円(200 円)

*個人登録とは、チームに登録せず国体予選等に出場するための登録をいう。

<審査>

8、登録に関する審査はこの規定にもとづいて都道府県協会が行い、JHAの承認を得るものとする。

<その他>

9、この規定に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

<付則>

10、この規定は、平成21年4月1日より施行する。